

広島県告示第七百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

深江G地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町	大字	字	地番	標柱番号
廿日市市		深江二丁目		对敵山	三八四番一	標柱一号
大野		深江二丁目		对敵山	三五八番三	標柱二号
					三五七番一	標柱三号
					三六八番	標柱四号
					三五七番二	標柱五号、一一号
					三五六番一	標柱六号、七号、八号、九号及び一 号
					三七二番一	標柱二一 号
					三七六番九	標柱二三 号
					三八三番一	標柱二四 号
					三八三番一	標柱二五 号
					敷	敷